○福

岡県行政組織規則の一部を改正する規則

○福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

税 税

務 務

2

課

0 0

税

課 課

九六 九六 ○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

○福岡県財務規則の

部を改正する規則

会計管理局会計課)

(公園街路課)

則

○水産業協同組合法施行細則の

規

則

第十九号

- 第二十四号

部を改正する規則

漁業管理課

目

次

○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

○福岡県

の財

務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正す

(会計管理局会計課)

九七

3

告

示 (第

百

一十五号

る告

水産業協同組合法施行細則

0)

部を改正する規則を制定し、

ここに公布する。

令和元年九月二十七日

日

次

(令和

元年七月

一十六日

福岡県公報第二十

-四号増刊①

中

上誤

九

八

規

則

正

誤

福岡県規則第十九号

正する。

水産業協同組合法施行細則

(平成十年福岡県規則第五十二号)

0)

部を次のように改

5

漁業生産組合が、

出資最低持口数を引き上げるために定款を変更しようとする場

産業協同組合法施行細則

が の 一

部を改正する規則

岡県知事

小

Ш

洋

を経たことに関する監事

(監事がいない組合にあっては理事)

の証明

4

令和 元年 九月 十 七 百

第 四 + 号

増 刊

(1)

改め、 「第八十六条第二項、

項中 「出資一口」を

「組合

(漁業生産組合を除く。

が、

出資一

に改め、

同条第四 同条第三

が、

出資最低持口数」

第九十二条第三項」

を

「第九十二条第三項」

に改め、

項中

第九条の二 地の名称の変更又は関係法令の改正 出 款変更届書(様式第十号の二) な変更を伴わないものに限る。 組合 (漁業生産組合を除く。 に前条第一項各号に掲げる書類を添付して、 に伴い定款の変更の届出をしようとするときは、 (条項の移動等当該法令に規定する内容の実質 が、 主たる事務所及び従たる事務所の 知事に提 所 定

条第 うとするときは、変更の日から二週間以内に、 漁業生産組合が、 一項各号に掲げる書類を添付して、 法第八十四条の七第二項の規定により、 知事に提出しなければならない 定款変更届書 定款の変更の届出をしよ (様式第十号の

は、 漁業生産組合が、 前項に掲げる書類のほか、 出資一口の金額を減少するために定款を変更しようとする場合に 次に掲げる書類を添付しなければならない

前事業年度の財産目録及び貸借対照表

催告をしたことに関する監事 法第八十六条第二項において準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び (監事がいない組合にあっては理事) の証明書

監事 前号の公告及び催告について、 いては法第八十六条第二項において準用する法第五十四条第二 (監事がいない組合にあっては理事) 債権者の異議がなかった場合におい の証明書、 債権者の異議があった場合に 一項に規定する手続 てはその旨

なければならない は、 漁業生産組合が、 一項に掲げる書類のほ 出資 口の金額を増加するために定款を変更しようとする場合に か、 組合員の全員が同意したことを証する書類を添付

第七条第二 第九条第一 同条第二項中 項中 |項第| 三号中 「第八十六条第二項、 一出資一 「議決」 П を を 「決議」 「組合 第九十二条第三項」 (漁業生産組合を除く。 に改める

を「第九十二条第三

項 \square

が、

出資一

に K

同条第十一項を削り、 「出資最低持口数」を「組合(漁業生産組合を除く。 同条の次に次のように加える

、定款変更の届出 しなければならない。

毎週火金曜日 定期発行日

には、 合員の全員が同意したことを証する書類を添付しなければならない 一項に掲げる書類のほか、 その持口数が引上げ後の最低持口数に達しない組

2

第十条第一号及び第十一条第一号中「議決」を「決議」に改める。

に改め、同項第八号中「(漁業生産組合の設立申請の場合を除く。)」を削り、 第十二条第一項中「第八十六条第三項、第九十二条第四項」を「第九十二条第四項」 同条の

(設立の届出

次に次の二条を加える

第十二条の二 法第八十五条の二第四項の規定により、組合の成立の届出をしようとす 条の二第二項に定める定款及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければな るときは、 成立の日から二週間以内に、成立届書(様式第十三号の二)に法第八十五

登記事項証明書

 \equiv 役員の履歴書 役員調書(様式第十六号)

四 五. その他知事が必要と認める書類 発起人の名簿(様式第十八号)

組織変更の届出

第十二条の三 法第八十六条の九の規定により、組合の組織変更の届出をしようとする 出しなければならない。 ときは、組織変更届書(様式第十三号の三)に次に掲げる書類を添付して、知事に提

組織変更計画

組織変更計画を承認した総会の議事録

組織変更に係る登記事項証明書

その他知事が必要と認める書類

議決」を「決議」に改め、同条の次に次の一条を加える 第十三条中「第八十六条第四項、第九十六条第五項」を「第九十六条第五項」に、

第十三条の二 法第八十五条の四第二項に規定する組合の解散の届出をしようとすると 解散の日から二週間以内に、 解散届書 (様式第十九号の二) に次に掲げる書類

を添付して、知事に提出しなければならない。

- 解散理由書
- 解散の登記に係る登記事項証明書
- 事業報告、貸借対照表及び損益計算書
- 兀 号の事由により解散した場合を含む。 総会議事録謄本(法第八十六条第四項において準用する法第六十八条第一項第一

その他知事が必要と認める書類

五.

第九十二条第五項」に改める。 に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改め、 第十四条第一項中「第八十六条第四項、 第九十二条第五項」を「第九十二条第五項」 同条第六項中 「第八十六条第四項、

第十四条の二中「様式第二十号の二」を「様式第二十号の三」に改め、 同条を第十四

(合併の届出

条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 法第八十五条の五第三項の規定により、 添付して、知事に提出しなければならない。 は、合併の日から二週間以内に、 合併届書(様式第二十号の二)に次に掲げる書類を 合併の届出をしようとするとき

- 登記事項証明書
- 五十三条第二項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事(監事がいない 法第八十六条第四項において準用する法第六十九条第四項において準用する法第 合にあっては理事)の証明書
- その他知事が必要と認める書類
- 2 合併によって設立した組合にあっては、 前項に掲げる書類のほか、定款を添付しな

ければならない。

第十五条第二項中「議決」を 「決議」に改める。

める。 第二十四条中「第八十六条第四項、第九十六条第五項」を「第九十六条第五項」に改

第二十六条中「第百七条まで及び第百九条から」を削る。

様式第十号の二中「※9※」を「※9※の2」に、 様式第十号中 「第86条第2項、 第92条第3項」を「第92条第3項」に改める。 「第86条第2項、第92条第3項」

様式第13号の2 (第12条の2 関係)

成立届書

年 月 日

殿 福岡県知事

組合名

住 所

設立発起人 印

住 所

設立発起人 印

組合が成立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係 書類を添えて届け出ます。

添付書類

注 発起人は全員連署押印すること。

様式第13号の3 (第12条の3関係)

組織変更届書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長

組合は組織を変更し、株式会社となりましたので、水産業協同組合法第86条の 9の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第19号の2 (第13条の2関係)

解 散 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長

印

年 月 日成立の当組合は、 年 月 日に解散しましたので、水産業 協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第20号の2 (第14条の2関係)

合 併 届 書

年 月 日

殿 福岡県知事

所在地

組合名

代表理事組合長

印

組合を合併したので(組合と組合は合併し組合を設立したので)、水産業協 同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

境事務所

務所を除 保健福祉事 務所(田川

令和元年九月二十七日

様式第三十四号中「第86条第4項、第96条第5項」を「第96条第5項」に改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

に公布する。 福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここ

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小 Ш 洋

福岡県規則第二十号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

期日は、令和元年十月一日とする。 福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例(令和元年福岡県条例第十一号) 福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 の施行

福岡県知事 小 Ш

洋

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県規則第二十一号

福

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

別表三警察本部交通指導課の項の次に次のように加える。

保健福祉事 保健福祉環 |生活保護法に基づく返 |生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六 納を担当する職員 還を要する費用等の収 十三条の規定に基づき返還を要する費用並びに同法 |第七十七条の二第一項及び第七十八条第一項から第 込み(当該事務所に属する歳入に限る。) 三項までの規定に基づき徴収する費用の収納及び払

別表三田川保健福祉事務所の項中「及び同法第七十八条」を 「並びに同法第七十七条

の二第一項及び第七十八条第一項から第三項まで」に改める。 様式第百三十号その一を次のように改める

様式第130号その1(第151条)(建設工事用)

起工 第 年度

検印

予定価格調書

	線 筋	市 郡	町 村	大字	字		
					工事		
予定価格				入札	書(見積書)	比較価格	
¥ 最低制限価 (又は低入		調査基準	- (価格)		制限比較価 は低入札価	格 格調査基準	 比較価格)
¥ 予定価格を付した			-	¥			
	在.	日	H				

備考

1 入札書(見積書)比較価格は、次の条件を満たす範囲内の最大の整数値とすること。

2 最低制限比較価格(又は低入札価格調査基準比較価格)は、次の条件を満たす範 囲内で最小の整数値とすること。

最低制限比較価格(又は低入札価格調査基準比較価格)

量

最低制限価格(又は低入札価格調査基準価格)

3 検印欄には、決裁権者の検印を押印すること。

ては1.08) 」に改める。 様 : 式第百三十号その二の備考中「1.08 」を「1.10 (概氮茂樹対無品目につい

様式第百三十号その三の備考中「1.08」を「1.10」に改める。

「110分の100」に改める。 様式第百三十一号その一及び様式第百三十二号その一の備考中「108分の100」を

式の備考に次のように加える。 「110分の100」に、「8%」を「10%」に、「108分の8」を「110分の10 」に改め、同様 様式第百三十一号その二及び様式第百三十二号その二の備考中「108分の100」を

「108分の8」と読み替えるものとする。 と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるの 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100

品田17057は、108分の8) 」に改める。 「110分の100」に、「8%」を「10%」に、「108分の8 」を「110分の10 」に改める。 様式第百三十一号その三及び様式第百三十二号その三の備考中「108分の100」を 様式第百三十三号の二の備考中「108分の8」を「110分の10(概滅熱極対無

様式第百七十五号及び様式第百七十五号の二の備考中「1.08」を「1.10(韓演説対郷品 様式第百三十四号の備考中「108分の8」を「110分の10」に改める。

附 則

(施行期日等)

年十月一日以後に予算執行するものから適用する。 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県財務規則様式の規定は、 令和元

和元年九月三十日以前に履行が完了するものに係る事務処理については、なお従前の例 2 この規則による改正後の福岡県財務規則様式の規定による財務会計事務のうち、 による。 令

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県規則第二十二号

福岡県知事

小 Ш

洋

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則 (昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正す

る

第六節の二

軽油引取税

(第六十三条

「第六節

自動車取得税

目次中「第五十九条」を「第六十二条」に、

六十二条の二)

を 「第六節 軽油引取税 (第六十三条―第七十条の七)」に、 第

-第七十条の七)」

七十三条の二」を「第七十三条」に改める。

第三条第二項を削る。 第六条第二項第二号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第三号の二様式そ

第三十八号様式その三)」に改める。 第十三条第三項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

の六」を「(第三号の二様式その六))」に、「(第三十八号様式その三))」を「(

条第三項」を「第百七十条第二項、第百七十七条の十八第三項」に改める。 に「、第百六十九条第三項」を加え、「、第百三十一条第二項」を削り、「第百六十三 第二十六条中「、第百三十条第三項」を削り、 「第百四十四条の四十五第三項」の下

四十五条第一項」を「第五十七条の四第二項」に、 第三十条第一項第四号中「第四十四条第六項」を「第五十七条の三第六項」に、 「自動車取得税」を「自動車税の環 「第

七条の二第十二項」に改める。 第三十三条の二第三項から第五項までの規定中「第三十七条の二第三項」を「第三十

境性能割」に改める。

「第六節 自動車取得税」を削る。

第六十条から第六十二条の二までを次のように改める

第六十条から第六十二条まで

第二章第六節の二を同章第六節とする

中 第七十一条第一項中 「によつて」を「により」に改め、 (環境性能割の申告書等) 「第四十九条第二項」を 同条の次に次の四条を加える。 「第五十条第二項」に改め、

第七十一条の二 条例第五十六条第一項の申告書及び同条第二項の報告書は、第百十二 号様式、第百十三号様式又は第百二十一号の七様式によらなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等の手続)

第七十一条の三 条例第五十七条の三第三項の申告書は、 なければならない。 第百二十一号の八様式によら

2 通知書により申告者又は徴収猶予を受けている者に通知しなければならない。 の三第五項の規定により徴収猶予を取り消したときは、 所長は、 前項の申告書による申告に対する処分を決定したとき又は条例第五十七条 第百二十一号の九様式による

3 4 第百二十一号の八様式による申請書を所長に提出しなければならない。 所長は、 条例第五十七条の三第六項の規定により環境性能割の還付を受けようとする者は、 条例第五十七条の三第一項の規定により納税義務を免除したときは、 第百

二十一号の十様式による通知書により納税者に通知しなければならない。 (自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除又は還付の手続)

第七十一条の四 付を受けようとする者は、第百二十一号の十一様式による申請書を所長に提出しなけ ればならない 条例第五十七条の四の規定により環境性能割の納税義務の免除又は還

2 号の十様式による通知書により申請者に通知しなければならない。 所長は、条例第五十七条の四の規定により納税の義務を免除したときは、 第百二十

(条例付則第九条の二の十の規則で定める路線)

第七十一条の五 ち車両減価償却費等補助金を受けて運行をする路線とする 業を経営する者が、 日十三交対第二百二十五号)第三条に規定する地域間幹線系統確保維持費補助金のう (昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般旅客自動車運送事 条例付則第九条の二の十に規定する規則で定める路線は、 福岡県バス運行対策費補助金交付要綱(平成十三年十二月二十五 道路運送法

を 第七十二条の見出し中「自動車税」 「第五十七条の十一」に改め、 同条第二項中 を「種別割」に改め、同条第一項中 「自動車税」を「種別割」 「第五十四条 に改める。

> て」を「により」に改める。 第七十二条の二の見出し中 「自動車税」を「種別割」に改め、 同条第二項中「によつ

同条第三項

二」を「第五十七条の十二」に改める。 第七十二条の三中 「第四十八条第二項」 を 「第四十九条第一項」 に、 「第五十四条の

第七十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、 同条中「第五十七条」を「

様式目次中

第五十七条の十四」に改める。

エモニモーニの四回の	ニセニセニセの十の十四三三二の一の
法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予申請書 法人事業税及び特別法人事業税及び特別法人事業税及び特別法人事業税及び特別法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予延長申請書	書 書 書 書 表人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予申請書 方法人特別税の徴収猶予(延長 方法人特別税の徴収猶予(延長 方法人特別税の徴収猶予(延長 方法人特別税の徴収猶予(延長
二三十九 二二の二 二一の二 二一の二 二の十九 条の 二の二 条の に、	- 二三六 三十二の二二 三十九二 三十九二 条の - 本の - を

	百十二	三百の一の	百百二十十			二の四の	
の四)(新規用)	自動車取得税申告書(報告書)自 動 車 税	課税免除決定通知書条例第四十九条第一項第三号の用す網報告書	目ぎ賃み合作課税免除申請に係る自動車の使自動車税課税免除申請書		許可)(取消)通知書税の徴収猶予(延長)許可(不	別法人事業税又は地方法人特別法人県民税、法人事業税及び特	
五十四条	四十三条	四十九条	四十九条条				
	七十二条	七十一条	七十一条条		三十九条の	六三十四条の	
を				Ľ		ĺ	に、

	17/11/11	T 3 / 1) <i>21</i> [1 34,	"压口			IP	4	1-1	711		<u> </u>	TIX						217	12,	2 -1110	
四百十三の	三百十三の	_	百十四	六 ī - :	 百 十 三	五	百十三	国育十三の	三百十三	_7	_		百 十 三			百十二	三百十一	<u> </u>	 百 十 っ の	¬ 百 十 一	I		
	義務免除申告書	400			の 所有権留保付自動車の買主の住 一、その二、その三)	- 所		図(下承忍)通印書 の 自動車税第二次納税義務免除承	告書 告書 公納稅拿務免除日	_		転変更用及び抹消・転出用) その二、その三、その四)(移)申告書(報告書)(その一、「重重利(現場性育書・種別書	規用))申告書(報告書)(その一、 自動車税(環境性能割・種別割	決定通知書 決定通知書 の課税免除	用実績報告書	の 課兇免余申请に系る自動車の吏 請書	自動車税(種別割)課税免除申		転出用)	「その一、その二、その三、そ自動車取得税」「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
	祝	_	五十七条		仕 五十四条の二		仕 五十四条の二	本	<u> </u>	=	_		五十七条の十		7571	五十七条の十 五十六条	五十条		史 <u></u> 五 七 条	甲 五 十 条			て 匹十三条
七十二条の	七十二条の		七十三条	三二	七十二条の	Ξ	七十二条の	七十二条の	二七十二条の			七十二条	二七十二条	111-1-12	七十二条	七十一条の	七十一条	-1 -3	七十一条	七十一条	L		七十二条
の百二十一		の八十二		の七十一	の i 六 :-		_		の 十 一	百二十一	の一百二十一	の正十		Ø,	百二十一	の七二十一	- Ø	百二十一			百十四	方十三の	Æ
軽自動車税 (環境性能割) 徴収度 (環境性能割) 徴収		軽自動車税 (環境性能割) の自 動 車 税	甲告書(その一、その二、その		/H: 12:/		_	請任書	古 書 環 付 申	自動車取得党の納税義務免申除	除通知書 自動車取得税納税(付)義務免	許可、取消)通知書	請書(譲渡担保関係)	告書。近日	自動車取得税の最大は自由を表現のである。		その二、その三、その三、その二、その二、その三、その三、その三、その三、その三、その三、その三、その三、その三、その三	自動車取得税及 言詩(その一、		(その一、その二)	自動車税(種別割)納税証明書		一、その二、その三)一、その二、その二、その二、その三、
収				五			_			四十五条	四十四条	四 十 四 第			四十四条	二十二条	I 四	四十二条	•		五十	二五十	=
五十七条の三		五十七条の三		五十六条						五 条	· 条	<u>\$</u>	ļ Ē		条	条	· _ :	一条条			五十七条十四	五十七条の十	
				十六条 七十一条の			_			五条 六十二条	[条 六十一条				条一六十一条			一条 六十条	· .		七条十四 七十三条	七条の十 七十二条の	Ξ

	令和元年9月27日	金曜日	福	岡県	公章	超	第 42 号 増刊①
年 月 日 (納付場所は第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)	上記のとおり領収しました。 自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 領収印のないもの又は有効期限 が=で抹消してあるものは納税証 明になりません。	を額を納付してください。 年 月 日 	曹	3 5 年度 年度 税 額	登録福岡久留米 車種 ひら番号 CD 番号 4 本地 がな 番号 CD	(住所・氏名)	第3号様式その3の2 (第6条関係) (第1紙) 1 自動車税(種別割)納税通知書・領収証書 兼納稅証明書(継続検査・構造等変更検査用) (1) 「口座番号 – – 「加入者 福岡県 県税事務所出納員 (税率 円 課税月数 月 第 号
財二業第894号承認 (金融機関保管用)	上記のとおり納付します。 年 月 日 44 49		議 議 後 幸 の	質 年度 5	登録福岡久留米車種がな番号CD 番号24 4 本号2 4 4 5 7 8 5 7 8 8 7 8 8 9 9 10 <	1	(第2紙) 2 C # 1 2 3 2 C # 2
(県税事務所送付用)	たので通知します。 44 領収日付印	取 引 店 福岡銀行 まりまとめ郵便局 郵便局(分 まとめ郵便局 乗使局(分 またのとおり	議 議 議 (金	14 年度 年度 税 額	登録福岡久留米車櫃 ひら番号 CD 番号 2 4 4 がな番号 CD	1	第3紙 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 3

令利	元年9月	1 27 日	金	曜日			福	岡	県	<u></u>	公	報	第 42 号 増刊①)]
取引店 取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812―8794 受付局→取りまとめ局→加入者 「通知」ます・ ゆうちょ 縄行 福岡軒令事務ヤンター (金融機関保管用)	任所 機 課税事務所 領収日付印 (具稅事務所送付用) 福 岡 具		税 約35 円 課稅事務所 領収日付印 氏名	合計金鑑	追溯金麵	-	26 CD 28 課税29 納付32 課税33 納期限	金額 円 口座番号 17 23 連番 24 実績年分	口座 合計 82 加入者名福岡県 加入者名福岡県	福岡県 自動車税(種別割)納入済通知書 (井 福岡県 自動車袋(種別割)		電話番号	菜	第3号様式その3の4(第6条関係)
9		様上記の金額を	約期限	円 合計金額	円延滞金額	円 税 額		中 美	録 簿	福岡県 自動車税(種別				
4 20 地域 年 月 日	ました。 明書(継続検査・棒	上記の金額を納付してください。 年 月 日 福岡県 県税事務所長	年月日					î		福岡県 自動車稅(種別割)納稅通知書・領収証 兼 納稅証明書(継続檢査・構造等変更檢査用)				
(納稅者交付用)	領収日付印		ш	围	围	围	無	环		 検査・構造等変更検査用] 				

第3号様式その3の5 (第6条関係)

自動車税(種別割)納税通知書(一括納付用)

住所又は所在地

氏名又は名称

 	- I -			1:4 *	
区			分	年度自動車税(種別割)	
登	録	番	号	別添納付書一覧表のとおり	
合	計	税	額		円
納	期		限	年 月 日	
備			考		

上記のとおり別添納付書により納付してください。

月 H

> 印 県税事務所長 福岡県

様

福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、 納付場所 福岡県の各県税事務所

法的根拠

地方税法第146条、福岡県税条例第48条

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませ んが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ 提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知 事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に 対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないと
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対す る裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴え を提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間 やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過し た後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認めら れる場合があります。

延滞金

登録番号

瓷 (振替日)

捶 强

併

Ш

Ш

課税年度

年度

稅

盤

3号様式その3の8

(第6条関係)

福岡県

自動車税

(種別割)

年度

納税通知書 (口座振替)

■自動車税(種別割)の法的根拠につい

自動車税 (種別割) は、自動車の所有者

い。なお、その際の延滞金は、法律に基づ 当該納付書により納税を行ってくださ 振替日以降に納付書を送付しますので、 口座振替日において残高不足等により 口座振替が行えなかった場合には、口座 (所有権留保付き割賦販売の場合は使用者) に課税されます(地方税法第146条、 ■延滞金にしいて 福岡県税条例第48条)。

 \mathbb{H}

き納期限の翌日から計算されますので、 あらかじめご了承ください。 載事項のうち、①登録番号②車台番号③ 管理IDについては、下表から転記して ください(車台番号は下3桁のみ)。 ■自動車税 (種別割) 住所変更申出書に といて 自動車税 (種別割) 住所変更申出書の記

管理 I D 車台番号 登録番号

金融機関名 大 后 名 預 金 種 別 日 磨 番 別

口座名義人

併

Ш

Ш

します。

上記の金額を下記の口座より振替

■お問い合わせ先

- 課税に関するもの
- 県税事務所収税課自動車税係
- ・口座振替納税に関するもの **具税事務所収税課収納係**

■巻本汀してト

たます。 限(納期の末日)に自動振替により納税さ は、左記の金融機関の預金口座から納期 あなたに賦課された自動車税 (種別割)

2	号	増刊
		第3号の2様式その8(第6条関係)
の子者中では四十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		

				計
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在運輸支局又は自動車検査登録事務所に登録されている自動車について、その所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主)に課税されます。 自動車を他人に譲渡したり、下取りに出した場合、又は自動車を使用しなくなった場合には、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所で登録(移転・抹消)をしてください。 その手続きをしないと毎年自動車税(種別割)が課税されることになります。 また、住所が変わった場合も、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所で住所変更の手続きをしてください。	動車検査登録事務 所有権を保留して 自動車を使用しな 5所で登録 (移転・ れることになりま れることになりま
福岡県 自動卓段 (福別部) 納入液通知書	電話番号		◎身体障害者の方が使用される自動車については、自動車移 免される場合があります。詳しくは県税事務所にお尋ねく	锐(種別割)が減ください。
日曜 日曜 合計 日曜 日曜 日曜 日曜 日曜 日曜 日曜 日	自動車稅 (種別書)) 納入済通知書 c# 82	自動車税	岡県 自動車税 (種別割) 県税額変更通知書 兼録 番号 税	
投目 2 2 2 2 2 2 2 2 2	口座 合計 番号 金額	福岡県	所	
CD 28	税目 3 登録 5 16実績17 23 番号 年分 年分		名	
200 現代事務所 領収日付印 (現代事務所) (現代事	26 CD 28 課税 29 納付32 課税33 納期限 年度 事由 県税	3 53	第 第 年 度 第 年 分 年 度	月
255 円	<u> </u>		果税額 (イ) (ロ) の額	
255 円 課税事務所 領収日付印 標税事務所 領収日付印 標税事務所 領収日付印 上記登録の自動車税 (稲別割) を変更しましたので通知します。 では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、速やかに納付してください。 現りまとめ局 〒812―8794 受付局→取りまとめ局→加入者 県税事務所 領収日付印 東税事務所 領収日付印 ます。 では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、速やかに納付してください。 現代事務を加算の上)を裏面記載の納付場所において、速やかに納付してください。 でい。 では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金を加算の上)を裏面記載の納付場所において、では、延滞金をかに納められている場合は、行き違いですのでご了承くだ。 さい。		金繼	(イ) - (ロ)	
200 四県税事務所 空録番号 空 更 理 由 年 月 日 変 更 理 由 年 月 日 一	網35 円 課税事務所 領収日付印 滞金額46 円福岡県 101 106		サナベき額 (/丶) - (ニ)	
機	円県税事務所	送録番号	更 理 由 年 月	
(県税事務所送付用) 福 岡 県 速やか 連やか			上記登録の自動車税 (種別割) を変更しましたので通知します。 キョニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	領収日付印
を受領したので、取りまとめ局 〒812―8794 受付局→取りまとめ局→加入者	(県税事務所送付用)	围	**45、 左りmm19 ***・6 成がの 30 参回 18、 そり成成 (成成によっては、延滞金を加算の上) を裏面記載の納付場所において 速やがに納付してください。 現に納められている場合は、行き違いですのでご丁承くだ	
	を受領したので 取りまとめ局 〒812―8794 受付局→取りま		海岡區 年 月	

27

	l les ex	Mik	.∩ \		<u> </u>				· 公法·			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								1]
	上記のと	受託証書番号	拉	milit milit	77.	学業が重	十 十 十	即法			八字並	茶	税	税	床民	<u></u>	法税		(所在地・	事業 年度	福岡県	県税	
(納	上記のとおり領収しま	元	期日	+	# 2	加 算 金	告加算金	過少申告加算金	帶金				額	# (D)			額		法人名·	年		[納付(入)委託] 領	
税者	しました。	, 、 交 付 第 第	H			1.4	, ,	14	14				ZII,				744		・代表者名)	月 日~	県税		
及		_ # # 	п														百 +		課税番	年 月	県税事務所扱い	収証	
用)	領収日付印]	Hìr.														万千		号	日 調定事由	い	≡ #	
		整理番号第一号	月 月														国 十			世 供	2		
		가 라															田	燕			年度		
	恵要 冬手できる人	是是	×	파	党				方法・特		本事本	- 浒		热	宋 民	<u> </u>	拼		(所在地・	事業年度	福岡		
	要 要 ◎委託納付(納入)に係る手形、小切 手が不渡りのときは、即日返却し てください。	受託証書番号	払期		==	重加	不申告加算金	過少申告加算金	延滞				税	ᄪ			税		地・法人名		県		
(金 融	小人)に保	<u></u>	Ш	+	2	算 金	1算金	加算金	金				額	Θ			額		名・代表	年 月		[納付(八)委託] 納	
機関	る手形、即日が	次 计 第 第	Ħ																·代表者名)	~	県税事	記字	1
保管	関サロの成立の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の																퍼 +		課税番	年 月	県税事務所扱い	\geq	
用)		_	併														万千		号	日 調定事由	7	<u> </u>	
		整理番号第	月月														퍼 +			ш (и)	年		
		<u> 4 </u>															田	燕			年度		
•	大きである。	受託証書番号	女	ᄪ	党	中無金	⊪≻i	別法	ガ・発発	は地素税	 	- 浒	税	烧	宋天	<u> </u>	法 税		(所在地	事業年度	州岡尉		
(県	7	書番号	期		#	重加 第	不申告加算	過少申告加算金	番				ř.	빠			巧		(所在地・法人名	年	Λ <u>····</u>	[納布	
税事	おり領収したので、		ш	+	2	金	算金	1算金	金				額	Θ			額		名・代表者名)	Я		[納付(入)委託] 領 収	
務所		交付第 第 第															百			日~ 年	県税事務	記 坂 済	
茏	田文田 中田																+		課税番号	. 月 日	県税事務所扱い	通知	
4	<u> </u>	整四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	併 全 1														万一千		7	調定事由		— I∰	
用)			-						l								퍼			[14]			1

令和元年9月27日 金曜日

注意 があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された。

第22号様式	弋その2の1 (第1	5条関係)																
	受 付 印			決裁年	.月日	係	員	係	長	課	長	副所長	所	長		理	番号	<u>1</u> ,
															₩	台	平 5	1.
															**	(<u> </u>	留 /	J
				•	住	j	所											
	No. and the second		申	請者	H		-	(フ1	ヺヺ	-)						印。	·\	
注意					氏		名									(
があっ	年	月 日	納義	税 務 者 <i>、</i>] 個	人番	号											
:あったときは、の自動車を使用	,		73%	477 102	雷	話番	7 -	自宅			(•)					
一たときは、	福岡県知		£4	, -				携帯			()					
は、使用		自 軽	動 自 動 車 :		車境上	生能等	税 割)	減	免	申	請	書						
速やな						がい者		こ対す	トる源	域免)								
かくな	下記のとおり	の自動車税・	• 軽自動車	車税 (環	境性	能割)	を	減額	• 免	除さ	れる	よう申詞	清しま	ます。				
速やかに当県税事務所に連絡してください。しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更	区 分	年 度	減免前	の税額	*	減免	する	額	※溽	人 免後	の移	 額	自動耳	車登針	录(1	丰両)	番号	
税事とき	環境性能割												福	尚		久旨		
務や、所	36 JT 115 B1												北ナ	九州		筑	豊	
にする	種 別 割																	
絡 申 〕 請	手帳の種	身障手帳・ 手帳	療育手帳	長・保健社	畐祉	登	録		年	月	F	新規	登録		転登	録		
そ書に	類及び番号	1 12	第		号		(取		得)				年		月		H
だ 記 載	同上の交付		年	月	日	最	大		積	載	量	ł l		kg	(k	g)
いされ	年 月 日		7)1	Н	乗		車	,	定	ļ	1		人	()	()
た 内						総又	は	排 定	格	え 出	量力							1 kw
容 に た	障害名及び障害等級								1111								左	F式
发 更	(程度)					車型	名	I	•	年	I I							
	運転免許証の																	
	番号					車		台		番		号	D					
	運転免許証の取 得 年 月 日		年	月	目	定 (仮	も用		置 : 拠 (の位		易 1 2	住所	に同	じ			
	運転免許の	- +->Z	o +#		Třil	減免	をき	受け	譲	度 ·	抹消		岡・:	北九。	州•:	久留為	长・貧	危
	種 類	1 普通	2 甲型	! 3 大	型	た自譲渡				動量録者								
						し新動車	たし	こ自				移車	出•	抹消				
	条件が付され					動すした			登	録年	- 月			年		月		日
	ているときはその条件							知		発 .								
							手 番		月		日 号							
	申請者と	1	2 申	請者以外			-)		F	申請者	子との	>続柄		т.	ΨE		印	
	障 が い 者 等 の 関 係	申請者本人	身体障	重がい者等		リガナ モ	·) 名						*	〔	帳	寺		
		1		請者以外	小 の‡	昜合	-)		Si	章がレ	者と	: の続杯		,運		転	印	
	運 転 者	申請者本人	運		(フ. 皆のI	リガナ モ	⁻) 名						確	5	許			
	自動車の負	·	_行 1 自	営業・i	重勤	2	į		通	E		`				状 F	印	
			3 通	i 院・i	 理川	4	- 7	その作	<u>ıī</u> ()	一 認		・- 及ひ			
	摘要														加班			

(記載については裏面をお読みください。)

(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

			家	族	
手帳所有者・車の所		同	居	別	居
有者・運転者の 世帯状況 提出書類	本 人	同 じ 住民票	異なる住 民票だが 住民票の 住所地が 同じ	社会保険 証の被扶 養者と被 保険者	常時介護 証 明
身体障害者手帳等(原本) ※1	0	0	0	0	○ ※2
自動車検査証(原本)	0	0	0	0	0
運転免許証(写し・両面)	0	0	0	0	0
住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※3		0	○ ※4	○ ※4	0
戸籍抄本(原本)			○ ※ 5		
社会保険証(写し)				0	
常時介護証明書(原本)					0
使用状況等証明書(原本) ※6				0	

- ※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことです。 複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。
- ※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。
- ※3 世帯全員で続柄記載のものが必要です(マイナンバーは不要です。)。
- ※4 両世帯の者が必要です。
- ※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものが必要です。
- **※6** 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

※印の欄は、記載しないでください。

第22号様式その2の2 (第15条関係)												
	受 付 印	決	裁年月日 /	係員係	長課	副所長	所 長 整理番号					
							—————————————————————————————————————					
ı	- ()-		<u> </u>				*					
			申請者	住	所		<i>7</i> -5					
注 意			納移	-	名	リガナ) 印(
あこ っの	年 福 岡 県	月 日知事殿	人義務者	電話番	号 自宅携帯	()					
たときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更が	自 動 車 税 減 免 申 請 書											
き は、 使	軽 自 動 車 税 (環 境 性 能 割) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
速用やし	(身体障かい者等に対する減況) 下記のとおり自動車税・軽自動車税(環境性能割)を減額・免除されるよう申請します。											
かな にく	区分	年度 減免前の		※減免する額	※減免後		動車登録(車両)番号					
当なった	環 境 性 能 割						福 岡 久留米 北九州 筑 豊					
祝事 変	種 別 割											
がた、	手帳の種類	身障手帳・療育	 手帳・保領	建 登 録 年	<u> </u> 月日	新規登録・	移転登録					
連絡このも	及び番号	福祉手帳 第	号		得)	.,,,,=	年 月 日					
して、申請書	同上の交付年月日	年	月 F	乗車	定 員							
くだ記	障害名及び			総 排 又は定す	気量格出力		1 kw					
載さ	障害等級(程度)			車名・年式			年式					
れた。	NT 42 4 11 12			型式								
容に	運転免許証の番 号			車 台								
変更	運転免許証の取得年月日	年	月 日	定 置 場 1.住所に同じ (使用の本拠の位置) 2.								
が				減免を受	譲渡・抹 消 自 動		岡・北九州・久留米・筑 豊					
	運転免許の種類	1 普通 2 中型	型 3 大型	17 に 目 動 車を譲渡・	車の登録番号							
				たに自動		移転出・抹	移転出・抹消					
	条件が付されてい			車を取得	年月日	TO PAILL IN	年 月 日					
	るときはその条件			※通知書								
				年 月 番	日 号							
	申 請 者 と 障 が い 者	1 2	申請者以		申請者	との続柄	印					
	等の関係	申請者本人身体	障がい者等の	(フリガナ) 氏 名			手 帳 等					
	運 転 者	1 2			障がい	者との続柄						
		申請者本人運	転者の	(フリガナ) 氏 名			確運転免					
	自動車の使	用目的		通勤 2 通		,	許証					
		3	3 通院・通所 4 その他)	認課税状印					
	摘要						況・一覧 表及び減					
							免処理簿					

(記載については裏面をお読みください。)

(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

		家族						
手帳所有者・車の所		同	居	別居				
有者・運転者の 世帯状況 提出書類	本 人	同 じ 住民票	異なる住 民票だが 住民票の 住所地が 同じ	社会保険 証の被扶 養者と被 保険者	常時介護 証 明			
身体障害者手帳等(原本) ※1	0	0	0	0	○ ※2			
自動車検査証(原本)	0	0	0	0	0			
運転免許証(写し・両面)	0	0	0	0	0			
住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※3		0	○ ※4	○ ※4	0			
戸籍抄本(原本)			○ ※ 5					
社会保険証(写し)				0				
常時介護証明書(原本)					0			
使用状況等証明書(原本) ※6				0				

- ※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことです。 複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。
- ※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。
- ※3 世帯全員で続柄記載のものが必要です(マイナンバーは不要です。)。
- ※4 両世帯の者が必要です。
- ※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものが必要です。
- **※6** 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

所 長

印。

第22号様式その4の1 (第15条関係) 係員係長課長 副所長 受 付 印 決 裁 年 月 日 お願い 自動車税 住所 (種別割)の 減免申請で 申請者 は、身体障害 氏 名 (電話 (納税義務者) 者手帳等の 年 月 日 個人番号 提示をお願 福岡県知事殿 又は いする場合 法人番号 があります。 (右詰で記載) 詳しくは 自 動 車 税 裏面をお読 減免申請書 軽自動車税 (環境性能割) みください。

(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免) 下記のとおり自動車税・軽自動車税(環境性能割)を減額・免除されるよう申請します。

区	分	年	度	減免前の)税額	※ 減免	※ 減免する額		※減免後の税額		自動車	車登録番号
環境性	能割										福 岡 北九州	
種 別	割										久留米 筑 豊	
登 毎月日		•		種 別			用站	金			車体の 形 状	
型式				車台番号	-		使用の 拠の位					
自動車の取得価額							使用又は構造 要した費用					
特別の仕様又は構造変更を施した箇所												
自 動 使 用	車目	の的										
※ 通知	書発送			F	⊢	*	币	兑 3	第	号	申告書又は	まませる は ままります。 は ままります。 は ままります。 は りまれる。 は りまれる。 も も も も も も も も も も も も も も も も も も も
	月日			年 月 第	号	処理事	事績 ((3)、	(4),	(5)	年	印印

(記載については、裏面をお読みください)

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長に提出してください。 ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税又は軽自動車税(環境性能割)の減免申請書は、 登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所長に提出してくだ さい。
- (2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の課税標準基準額及び税額一覧表 (以下「一覧表」という。)に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更 に要した費用を加算した額を記載してください。

また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更に要した費用を加算した額を記載してください。

- (3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

- (1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書
- (2) 自動車検査証の写し

3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税(種別割)の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

※印の欄は
、記載し
ない
でくださ

お自種免 は者提いが 裏みに が 事別 計算等 お場すくおしを は しん で 害の 願合 。 は 読 い さ さ い で 害の 願合 。 は 読 い 。

受 付 印	決	裁	係	員	係	長	課	長	副所長	所	長
	年	月 日									
	申請者	住	所								
年 月 日 福岡県知事殿	(納税義務	者) 氏	名	(官	電話				_))	
بر	- 4	+	477								

自 動 車 税 減免申請書 軽自動車税 (環境性能割)

(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免)

下記のとおり自動車税・軽自動車税(環境性能割)を減額・免除されるよう申請します。

区分	年 度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録	录番号
環境性能割					福岡北九州	
種 別 割					久留米 筑 豊	
登 録 年月日		種 別	用	途	車体の 形 状	
型式		車台番号	使用 拠の	の本 位置		
自動車の取得価	新額			の使用又は構造 に要した費用		
特別の仕様又は構変更を施した箇			·			
自動車使用目	の 的					
※ 通知書発送 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	※ 処理事績	税 第 号 (3)、(4)、(5)	申告書又は 年 月	課税状況 一 覧 表 印 ()

(記載については、裏面をお読みください)

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長に提出してください。 ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税又は軽自動車税(環境性能割)の減免申請書は、 登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所長に提出してくだ さい。
- (2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の課税標準基準額表及び税額一覧 表(以下「一覧表」という。)に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造 変更に要した費用を加算した額を記載してください。

また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更に要した費用を加算した額を記載してください。

- (3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

- (1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書
- (2) 自動車検査証の写し
- 3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税(種別割)の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

第23号様式その3 (第15条関係)

申請者	住 所	
(納 税) 義務者	氏名	様

自 動 車 税 減 免 決 定 通 知 書 軽自動車税 (環境性能割) (身 体 障 が い 者 等 に 対 す る 減 免)

年 月 日申請のあった自動車税又は軽自動車税(環境性能割)が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

種	種		別割				環性	能	境 割	l	動 車 i	車 両)	登 番	録号
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前税		減免される 税 額	減免後税	後の額	減さ	れる	免額	福北	岡九州			
			円	円		円			円		留米			
備考										筑	豊			



次の事由が生じたときは、速やかに当事務所にご連絡ください。

- 1 この自動車を使用しなくなったとき又は使用目的を変更したとき。
- 2 身体障害者手帳等の再交付又は記載事項に変更があったとき。
- 3 運転免許の取消し、あるいは条件の変更等があったとき。
- 4 運転者と障がい者が同居しなくなったとき。
- 5 その他、減免申請書に記載した事項に変更があったとき。

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県 税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、 審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を 経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるとき は、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後で あっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式その5 (第15条関係)

申請者	住 所	
(納 税) 義務者	氏名	様

自 動 車 税 減免決定通知書 軽自動車税(環境性能割)

(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免)

年 月 日申請のあった自動車税又は軽自動車税(環境性能割)が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

種	種		割		環 性 能 割	自動車登録(車両)番号
納税通知書番号	年度		i 税 額		減免される額	福 岡 北九州
		Р	円	円	円	久留米
備考						筑 豊



教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起 することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となりま す。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第25号様式その3 (第17条関係)

	決裁	係員	係	長	課長	副所長	所長	整理番号	
∞.4.rn	年							*	
受付印	月							照合番号	
	日							*	
年 月 日	納 税	住(所在	所 E地)						
福岡県県税事務所長殿	義務者	氏(名)	名称)	(電	話 -		—)	即	1 1
地方税法第20条の9の:	軽	動 車 税 自動車税 第2項の規	1 (水)		能割)更正		: す。		*
± n h	E #II	車台 原	原動機	ź	種別・	初度	自動車	登録年月日・登	—— ※
車名	F型式 者	番号 0)型式		用途	登録年	録	(車両) 番号	11
白 動 古								年 月 日	一記載
自動車の内容							福岡		した
							北九州		して
							久留米		くた
							筑豊		いてくたさい
使用の本拠の位置									
申告書提出	年 月	日日			提出年月日			年 月 [∃
年月日 区 分		課税標準	1		知を受けた 例控除額	<u>口</u>		 税 額	_
<u>Б</u> 77			(H)	151	列	7亿 卒	1	<u>快</u>	
更正前の額	i					100			7
更正後の額	i					100			
差引税額									
請 求 の 理 由	事 矛	务 処 珰	里 事	項			•		
	→ 4.	,, ,c &	<u> </u>					^-	
通知書発送年月日		手 月 第	日号	調調	査年月日 査 員		年	印 日 (
Η 7		1.7	7	H/H				``\	-1

БZ <i>Т</i>	51 ₹	式その1(第18条関	県 県 事 法人の 特別法	民 税 業 税 :人事業税 :人特別税	(表) 東正 決定	過少申 及び 不申告 重 加	加算	金額がた四十	
	法	店 在地 人名 表者				様様			年 月 目 印 F務所長
び重 領を	加算 別紙		たので通知します。下記不 覚額に係る法定納期限の翌日 までに指定金融機関 に納付し	目から納付の日	までの延滞金	を合計した金	期末又期末	管理番号 当初 中告日 当初 今回 今回 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1	
事業	年年	度	から			まで	期末	: 現在の資本金等の額	
			法人事業税()		der		法人県民税()
	区	分 総 額	課税標準額 円	税率	税	額		区分额	
更 正・	所	形心 住具		100			法	課税標準となる 法 人 税 額 本 県 分	
決	/H			100			124	法 人 税 割 額	
定・.	得			100			人	道府県民税の特定寄附金税 額控除額	
是認	割	計					税	外国の法人税額等控除額	
Z		軽減税率不適用 法 人 の 金 額		100				仮装経理に基づく控除額	
よる	付加	総額					割	利子割額の控除額(控除した金 額)	
兑 湏	価値割	付加価値額		100				差 引 税 額	
	資	総額		100				納 付 確 定 分	
	本割	資本金等の額		100				租税条約の実施に係る控除額	
	収	総額		100			1	既還付請求利子割額が過大で ある場合の納付額	
	入割	収 入 金 額						差 引 増 減 税 額	
	D.1	合	計事業税額	100				事務所等を有していた月数	
		利子割額に関する					均	H×-	
IJ	7			確 定 分			等割	12 納 付 確 定 分	
		した金額		減税額			E11	差引増減税額	
2 除	する	ることができな	地特品组割	に係る税額				福岡県	
EKZ		額 を請求した利子	方別 、法 I/フ 入 割	に係る税額				県 民 税 総 額	
	付請	青求利子割額が	人事	TO NO DE BA			分	福岡県	
文	であ	る場合の納付額		確定分			割基	事業税 1 総 額	
			税刃	増減税額			準	福岡県	
	過	通常分	994 196				1	事業税2	
去	申	5%加重分		× 100			国	税処理年月日	
去人事業兑	加算	既に納付の確定し	¥	× ₁₀₀ 引 増 減 税	#6				
•		た当期分の加算会	全		供				
列去		通常分		× 100				加対応付加価値額	
人事	告加	5%加重分		× 100				川対応資本金等の額	
杉		10%加重分		$\times {100}$			重	加対応収入金額	
は地地		既に納付の確定した当期分の加算会		引増減税	額		福「	岡県分重加対応税額	
万法人	重	通常分		$\times {100}$					
特別法人事業税又は地方法人特別税	重加算金	10%加重分		$\times {100}$					
税	金	既に納付の確定し	差	引増減税	存 否		\m	付となる利子割額	

(裏)

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由 して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の 裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県 知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その5 (第18条関係)

自動車税 軽自動車税 (環境性能割) に係る更正・決定 通知書 納額告知書

納税	住 所													
義務者	氏 名								自動車 又は届出					
	区	分	課	税	標	準	額		税率		税	客	質	
環境	更 正 ・ よ る	決 定 に も の						円	100					円
環境性能割		すの確定 るもの							100					
	差引過	下足税額												
	区	分	過	不	足	税	額		率		加多	章 金	額	
加	過少申告	加算金額						円	100					円
算	不申告力	11算金額							100					
金	重加第	章 金額							100					
	合	<u>中</u>												
法 定納期限		年 月	目		納	付	場	所	福岡県指 関、福岡 務所					à融機 具税事
抽方科	沙沙笠	冬笙 号	の担定に	- F N	上部	コのと	・おり) 東 ī	F 決定]	たので	上記不	足殺貊	過小由	生加

地方税法第 条第 号の規定により上記のとおり更正、決定したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県 税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、 審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を 経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるとき は、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後で あっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第34号様式その3 (第22条関係)

様 印... 県税事務所長 福岡県 督 促 状

						H 1/	~ /						
										:	年	月	日
	年	度				調定	事由			管耳	里番	号	
		実 績	年	月				本	書 作	成	日		
										年	月		日
法		税	額		01								円
人県民税					02								円
宗 早	延	滞		金	03								円
税		計			04								円
		税	額		05								円
法					06								円
スは地方 とり					07								円
又は地方法人特別税八事業税・特別法人専					08								円
方 大 大	延	滞		金	09								円
佐 人 州	過	少申告	加算	金	10								円
特法	不	申告力	加算	金	11								円
税重	重	加	算	金	12								円
刀法人特別税・特別法人事業税		言	<u> </u>		13								円
棁		合	計		14								円
納期	限			年	月	日							

地方税法第66条及び第72条の66により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けるこ とになります。

2 教示

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県 知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事 務所長を経由して提出することとしてください。

(2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができ ません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡 県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の

取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査 請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期 間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求 をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 3 その他

上記の金額は作成日現在の滞納額です。

この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。

既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第34号様式その4 (第22条関係)

様

電話番号

福岡県 県税事務所長

延滞金について

年 月 日

年 度	調定事由	管理番号
1	事 業 年 度	
•	から・・・	

法	延滞金	円
法人県民税	既に納付した額	円
税	差引未納額	円
又は特法地別	延 滞 金	円
又は地方法人特別税特別法人事業税・法人事業税・	既に納付した額	円
特 業 ^代 ・ 別 税 税	差引未納額	円

差引未納額を納付してください。

既に収められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

令和元年9月27日 金曜日

県徴収命領収証書元符	(第1紙)	男30号様式その 1 (男23条の2、男25条関係)
県 徴 収 余 領 収 証 書	(第2紙)	
県徴収金領収済報告書	(第3紙)	

		現金出納員 福岡県事務吏員	上記の金額 年 月 日領収済み 収税課長検印 福岡県 県税事務所 印	遊園	収納証券 記号番号 銀行名	うち証券受領額	合 計 額①+②	P (2)	業 重加算金	別人 不申告加算金	特 法 過少申告加算金	法特 延 滞 金	おおき	中業	十十分	税額	禁	田	県 延 滞 金	>	法 税 額 百十万千百十円	(所 在 地) (法 人 名) (代表者名)	納期限 年 月 日 課税番号	年度 子・中・確・修・更・決・み・微猶・見	事業年度 年月日から 年月日まで	具徵収金領収証書元符	(第1紙)
注 現金出納員の私印の押印がない領収証書は無効です。	交付第	現金出納員 福岡県事務吏員	上記の金額 年 月 日領収しました。 福岡県 県税事務所	適敗	収納証券 記号番号 銀行名	うち証券受領額	合 計 額①+②	計 ②	業 重加算金	税事 不申告加算金	特 法 過少申告加算金	法特 延 滞 金	ある。	大京	京人士	党 額	第 即	用	県 延 滞 金	>	法	(所 在 地) (法 人 名) (代表者名)	約期限 年 月 日 課税番号	年度 子・中・確・修・更・決・み・微猶・見	事業年度 年月日から 年月日まで	県 徴 収 金 領 収 証 書	(第2紙)
	交付第 冊 第 号	現金出納員 福岡県事務吏員 ル	上記の金額 年 月 日領収済み 収税課長検印 チ 福岡県 県税事務所 印 メ	大田	収納証券 記号番号 銀行名 八	うち証券受領額	計 額①+②	學②	業 重加算金	人事 不申告加算金	法 過少申告加算金	知	ち、	《 不 不 平 未 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来		税額	党 中 ①	果	県 延 滞 金	>	法 税 額 百十万千百十円	(所 在 地) (法 人 名) (代表者名)	納期限 年 月 日 課税番号	年度 子・中・確・修・更・決・み・微猶・見	事業年度 年月日から 年月日まで	具徵収金領収済報告書	(第3紙)

令和元年9月27日 金曜日

	過	過誤納金等 遠付 通知書	<u>"</u> #			年度	一般会計 歳入(出)	おしてを		
	I					年 度	期別	税目		管 理 番 号
					_			法人事業税 法人県民税	说 说	
						事 操	·	•		子・中・み・確
								•	分	修・更・決・見
						送金	福岡銀行(公金)	(公金集中取扱)	支払	銀行
					兼	型振	年 月	H	場所	日座番号(普通・当座)
						依頼		加	(振替店)	具税事 務 所
崮	誤 納 金 等	金額		年度	期別	税目	登 録 番 号 納 付 (入)	文番はより	充当した金額	差引還付金
] 海 洋	税額		允							百十万千百
氏税 i人	延 滞 金		迷							
‡ ₹	税額									
6 地方法特别法 特別法 法人	延滞金		かた							
宏人特人事 人事業 事業的	加算金		 							
別の観光を	加算金		恭							
鰄	付加算金		() ()							
	<u> </u>									
- - -	あなたが納められました県税等は、 上記のとおり納め過ぎとなりましたから	た県税等は、 (なりましたから {	1 お返し 3 未納の	お返しします。 未納の県税等に	2 C充当し、	未納の県税等に充当しま 剰余金をお返しします。	充当しました。 します。			
	年	月日	益	福岡県		 県税事務所長				
		これなった時代や田里で入口して毎年時半時	い。)			, 				

カーボン

カーボン カーボン

数半

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ω 裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった

カーボン

第64号の3様式(第34条の2、第3	8 条関係)					
			管理番	号		
受付印	法人名					
	法人番号					
年 月 日	所 在 地		電話()
福岡県 県税事務所長 殿	代表者名					
	代 表 者 住 所					
還付 1 更生手続開始決定 計 2 再生手続決定 求 3 法人税法施行令第24条の2 事 4 地方税法施行規則第3条の2						
上記事由の発生日		年	月	日		

仮装経理還付請求書

地方税法 第 53 条第 35 項 の規定に基づき、下記のとおり 第 72 条の 24 の 10 第 4 項

仮装経理法人税割額 仮装経理特別法人事業税額 仮装経理地方法人特別税額

還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告 をした事業年度又は連結事 業年度	年 月 年 月	日から 日まで	確定申告書提出年月日		年	月	Ħ
仮装経理に基づく過大申告	年	 月 日	控除開始事業年度又は連結		月		日から
の更正の日			事業年度	年	月		日まで
法人事業税・特別法人事	業税又は地方法	去人特別税	法人県民税	(法人和	说割)		
仮装経理事業税額 ①			仮装経理法人税割額 ⑧				
既に控除した税額 ②			既に控除した税額 ⑨				
還付請求額 (①-②) ③			還付請求額 (8-9) ⑩				
仮装経理特別法人事業税額 又は仮装経理地方法人特別税額 ④			> 湯什誌北ヶ公計 (② ↓ ⑩)				
既に控除した税額 ⑤			環付請求額合計 (⑦+⑩)				
還付請求額 (④-⑤) ⑥							
還付請求額小計(③+⑥) ⑦							

2 還付を受けようとする金融機関等

金融機関名	口座番	号 等	普	通	• 当	座
本 支 店 名		夕 守	()

- 注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
 - 2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
 - 3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第72号様式 (第39条関係)

			申告書	の提出期限の延長申記	青に係る決定通知	中書	
		様			福岡県	第 年 県税事務所	号 月 印
		美年度分の事業 ついて、下記の		別法人事業税又は地方 通知します。	が法人特別税の申	告書の提出期限	: の承認 (変更)
法人名	3称				主たる事業所 等の所在地		
事業年	三度			から まで	申告書の提出 期 限		まで
県民	届け出	年	月	日決算期分より	月間延長		
税	の内容	年	月	日決算期分より			
事業税	承	年	月	日決算期分より	月間延長		
又は地方法人特別税事業税・特別法人事業税	承認等の内	年	月	日まで延長			
特別税人事業税	容	年	月	日決算期分より			
備							
考							

(裏)

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄 県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができ ません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することがで きます。

- (1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、 審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過し た後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第73号様式(第34条の5、第39条関係)

申告書の提出期限の延長の承認等の通知書

第号年月

様

福岡県 県税事務所長 印

下記の事業年度分の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の承認(変更)(取消)について、下記のとおり通知します。

法人	名称		(法人番	5号)	主たる事業所 等の所在地	
事業	年度			から まで	申告書の提出 期 限	ま で
県	届け出	年	月	日決算期分より	月間延長	
民税	四の内容	年	月	日決算期分より		
事業税	承	年	月	日決算期分より	月間延長	
又は地方法人特別税事業税・特別法人事業税	承認等の内容	年	月	日まで延長		
別税税	容	年	月	日決算期分より		
備						
考						

第73号の2の	2様式	(第30冬の	20	9 関係)

				管理番号		
受付印		法人名				
ZNFI		法人番号				
		所 在 地				
	日	代表者名				
福岡県	県税事務所長 属	応答部署				
		√ 及 び 担当者名	電話()	

法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予申請書

このことについて、下記のとおり福岡県税条例第20条の18の4第1項の規定により徴収猶予を受け たいので申請します。

事業年度	申告 区分	法 定納期限	納期限	徴収猶予を受けよう とする期間	猶予を受けようとする税額	
					ŀ	円
					特別法人事業税額 (うち 又は地方法人特別税額 円])
					Ī	円
					(うち 特別法人事業税額 又は地方法人特別税額 円])
					F	円
					特別法人事業税額 (うち 又は地方法人特別税額 円])
					F	円
					特別法人事業税額 (うち 又は地方法人特別税額 円])

徴収猶予を受けようとする理由

猶予に係る金額に相当する担保

この申請書は法第72条の38の2第1項又は第6項(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関す る法律第8条等の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)の規定 に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

申請書の提出に当たっては、該当法人であることを証する書類を添付し、これを当該県民税及び事 業税の申告書と併せて提出してください。

また、法第72条の38の2第1項の各号のいずれかに該当する場合は、貸借対照表、損益計算書の写 しを添付してください。このほか、徴収猶予について必要な書類の提出を求めることがあります。

第73号の2の3様式 (第39条の2の2関係)

				管理番	:号					
受付印		法 人 名								
		法人番号								
		所 在 地								
年 月 日		代表者名							ŧ	(i)
福岡県		応答部署								
県税事務所	·	及 担当者名	電話()			

法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予延長申請書

このことについて、下記のとおり福岡県税条例第20条の18の4第2項の規定により徴収猶予の延長を受けたい ので申請します。

事業年度	申告区分	法 定納期限	納期限	徴収猶予を 受けようと する期間	徴収猶予を受けようとす る税額	すでに徴収 猶予を受け た期間	すでに徴収猶予を受けた 税額
					円 特別法人事業税額 うち又は地方法人特別税額 円		円 特別法人事業税額 (うち又は地方法人特別税額 円
					円 うち 特別法人事業税額 又は地方法人特別税額 円		円 特別法人事業税額 うち _{又は地方法人特別税額} 円
					円 特別法人事業税額 うち _{又は地方法人特別税額} 円		円 特別法人事業税額 うち 又は地方法人特別税額 円
					円 特別法人事業税額 うち _{又は地方法人特別税額} 円		円 特別法人事業税額 うち 又は地方法人特別税額 円

徴収猶予の延長を必要とする理由

猶予に係る金額に相当する担保

徴収猶予の期間の延長を受けようとする法人は、徴収猶予を受けている期間の終了する日までに、この申請書 を提出してください。

また、徴収猶予について必要な書類の提出を求めることがあります。

第73号の2の4様式 (第34条の6、第39条の2の3関係)

管	理	番	号
\vdash	~=	ш	1

 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書

 所
 在

 法
 人

 代
 表

 者
 母

第 号 年 月 日

福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった徴収猶予(延長)について許可した(許可できない・取り消した)ので通知します。

なお、地方税法第15条の3、第55条の2第4項、第55条の4第4項、第72条の38の2第8項若しくは第9項、第72条の39の2第4項又は法第72条の39の4第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。その時は速やかに納付してください。

不服申立てについて

1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

主 类欠成力)。			法人県民税 事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別移							
事業年度又は連結事業年度	納期限	申告区分	法人税割額	所 得 割 額 、 特別法人事業税額 付加価値割額 又は地方法人特別税額		加算金額				
			円	円	円	F				
			円	円	円	F				
			円	円	円	l l				
			l l	l l	J	Г				
			円	円	円	F				
徴する	担 保									
不 許 可 (取	(消)理由									

第74号様式(第40条関係)

個人事業税に係る開業等報告書

礻	畐岡県知 事	事 属	叽								年	4	月	F	3	提出	1
_	下記のとは	おり、事	事業の	開業 廃業 諸変		を行い	まし	たの゛	で、幸	報告	しま	(す。					
事	務所・事詞	業所の原	近在地						,	電話		()			
名	称	(屋	号)														
住	所	(居	所)						į. I	電話		()			
個	人	番	号														
ふ氏	ŋ	が	な 名			•				•	•				(E))	
変更した事	所在地			変更	前	※1月	1日	現在~	で記り	入							
た事項	2 住所3 氏名4 その	ı)	変更	後												
開	・廃業、	変更年	≒月日					年		,	月		F	1			
事	業	種	名														_
摘	要																

関与税理士			
,			,
(電話	_)

注 従前、他所で事業を行っていた人は、その住所及び事業種名を摘要欄に記入してください。

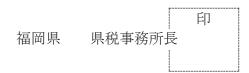
第75号様式その1 (第41条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様



個人事業税課税標準額分割通知書

地方税法第72条の54第3項の規定に基づき課税標準額等を下記のとおり通知します。

主たる事務所また 事 業 所 所 在				
個 人 番	号			年 月 日から
納 税 者	名		営業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の種	類第第	種事業(業)	決定年月日	年 月 日
	総		額	
所得金額專	従者控除額	その他の控除	額事業主控除	課税標準とすべき 所 得 の 総 額
円	円		円	Н Н
	分 割	に関す	る明細	
関係都道府県事務 事業所等の名	I Iml F	所 在 地	分割基準	分割課税標準額
	福岡県			円
摘要				

備考 2部複写とし、上紙は事務所控用、下紙は関係都道府県送付用とすること。

第75号様式その2 (第41条関係)

号 第 年 月 日

様

印 福岡県 県税事務所長

個人事業税課税標準額分割通知書

地方税法第72条の54第3項の規定に基づき課税標準額等を下記のとおり通知します。

主たる事務所ま 事 業 所 所 右							
納 税 者	名			, j	営業期間	年年	
事業の種	i 類	第	重事業(業	()	央定年月日	左	车 月 日
		総			額	· ·	
所 得 金 額	専従者	控除額	その他の控	除額	事業主控別	<i>≅ ∧</i> H I	課税標準とすべき 所 得 の 総 額
円		円		円		円	円
		分 割	に関	す	る明細		
関係都道府県事事 業 所 等 の 2		同月	所 在 地	分	、割 基 準	分割	割課税標準額
		福岡県					円
摘要							

備考 納税者送付用

※印欄は記載しないでください。

第111号様式 (第71条関係)

令和元年9月27日 金曜日

		決	裁	係員	係.	長	課長	副所長	所	長	整理番	号
IJ /li€n		年									*	
受付印		月									照合番	号
1		日									*	
	<u> </u>			幼士兄	 義務者		住所				*	
	· 年	月	日 (*************************************			1生月1					
/	+ 県税事務原			上の登録			氏名					п
佃叫尔尔	不作。于4为几	刀及殿		こ記載され			八石	(雷託)	H	[¹ /
	白動官	<u></u>	生)				 須第3号)					```
福岡県税条								マノは木イグログ	百岁小 丁 明 7	Ħ		
学校名称及	Ninonk	V)//L/L/C	6 7 M	NADED FINN A	. hH 目 G	- 1/2 [1]						
が教育内容												
· *V L1 1.4L.	福岡											
	北九州					最大月	漬載量		(kg)	(人)	
登録番号	久留米						定員		kg	`	人	
	筑豊						, – , ,		J			
総排気量					-	車	名					
及び定格出力				kv	7	型式	・年式					
車台番号						原動機	色の型式					
7% /2 /2 II I			<i>F</i>	П	Н	学校法	人等の			F	П	
登録年月日			年	月	日	認可生	年月日			年	月	F
*	決	議	書(事後処理	事項)							
調査対象期	間				年	月	日日	から	年	月	F	まて
調査	0											
てん	末											
	証	拠書類										
	対	応者氏名										
通知書発送年月	目		左	手 月	日		調査年月日	3			年 月 印 :	[[
番	号	第	j		号		調査				(.)

<u>**</u>	旧使用者	旧所有者	五 岩	東	₩ ±	展生		表 落 者	「 ・ 執 む) ※		警録籍号 (車両番歩)	 :::::::::::::::::::::::::::::::
の欄には記	生なり、大なは、おおおり、大は、大は、大は、大は、大は、大は、ないない。	年以所に対して発生される。	(ナギリス) 名は又 経験 名	住所 又は 所在地	(J), t, f) (H)	住 所 又は 所在地	馬維諾中	人名 生月 茶春 年日	地 (7));**+) (7));**+)	生所又は所在		様 技 田舎区分
さ 入しない こと	旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。	旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。					(佐藤で配入	中 1.明治 2.大正 中 5.令和 4.平成 中 月 日			支局等	第112号様式その2(第71条の2, 第72条関係)
	割 ji (13, ★★★★)~201年度機構指 十.06適成	38.	km/1 AT·N	就 縣 区 分 树 田 又 分	雙 無 克森 音 鉴	付加物の内訳	2 民体信息	重 両 本 体通 (課稅標準基準額)	原動機の型式 長 車権有効期限	用 01.乗用車、02.トラック (廃物) 03. 塗 06.バス (一数乗合用) 07.バス (全数 日	運輸支局等	政 1. 光質 2. 相続 等 3. 贈与 原 4. 所有権留保解除 因 5. その他 ()
超			MT B1·B2 否 記	記載要領14を参照		Name of the state			さ 株 (城) ((その他()) 08. 三衛小型 09. (その他()) 08. 三衛小型 09. (その他()) 08. 三衛小型 09. (本の世()) 18. (本の世()) 19. (本の	かな 番 号	課 1.課税 2.非課税 3.調 税 4.減免 (障害者・その他 区 5.免税点以下 6.商品車 分 7.その他 (
我 額 B 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	4、(30年度) (金利・天然デ・・PIV・-CD専用庫 6、(30年度) (本金・本人かつ20年度) (金製 連手・10% 連成 2 8.ティー (本庫新車新規 重新後11年超 3]	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	載要領16	マフリー・A SV特価 IIII		D E E	, 000 用 1.	,000 用 1. 3.	野田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	(けん引車) 05.トラック特額用途自動車(アック) 形 状 悪 両 重 量	登録 (取得 年 3.昭和 号 4.平成 号 5.合和	(編別) 編別
50条談当 15条該当 県別 湊 田 その危		井消 月 日	種別割	環境性能割 番号	民 文名 雷	回 文 関 在 所 所 文 は 文 は 所 不 市 所 で の で で も か で で も か が で で も か が で で も か が で で も か が か が か が か が か が か が か が か が か が か	自己所有 2. 藤波担保 6.	営業用 その他(kg kg 総排気量又は定格 総排気量又は定格 主たる気	(被けんり事) 10.その他(車	・廃車等)年月日 年 月 月	自動
		種別割	減免額・減免犯 減	減免額・減免後の額			所 所有権留保 3. その他(取得自家用)	出力 ロー 1 1 kw 	11. バス (一歳名 (通 株 名)11. ボス (一歳名 (通 株 名)11. ボス (一歳名 (一歳名)12. ボス (一歳名)13. ボス (一歳名)14. ボス (一歳名)15. ボス (一歳名)16. ボス (一歳名)1		車税(環境性前 つぎのとお
理 年 月	勝	溪 ※	減免後の額 滅 額 理	後の額 (有 形 商品車 4.	前の年	- ター数 写は旧主たる定置	(一般貸切用) 名) 号 (下7杯で可)	初度 年 3. 4. 5.	说(環境性能割・種別割)申告書 つぎのとおり申告(報告)します。
		環境性能割	#				態 リース車)	用途	燃料の 1. ガソリン 2. 4 3. その他(U場所在の市町村名	選	7度登録年月(初度検3. 昭和 4. 平成 5. 令和	***
3. 15条該当	2. 57条の4該当	年 月 日1. 更正請求							の種類 軽油) III Sを記入)	類 2 大	<u></u> 查年月)	(治書) 知事殿 年 月 日

令和元年 9	9月27	日金曜	Ε	福岡	県	公	報		第 42 号	増刊①	82
*	旧使用者	田匠布者	田 始	- 地 寅	尼佐		: 和)機 袋 地	納 孫 (申 告 ・ 執	発験 梅 ル (世 医 梅 ル)		第1:
9		在 所 旧所有者の住所、 又は 所在地 氏名 又は ろ 教	別在地 (フリカ゚ナ) 氏 A 又は A 券	海	角を対象を		# (ク \$±)	** 第 所			第112号様式その4 (第71条の2、第72条関係)
「	24.5 ************************************	年 克 微	要 変遷装置 構造 バリアフリー・ A T・MT A タ 記載要領1 B1・B2 否 ど参照	R	(品名)	(左語で記入) (在語で記入) (在語で記入) (本語数担保 も、その他(E 検 有 効 期 限 商品車である場合の古物商許可番号 主たる定置 年 月 日 車 両 木 体 (課税標準基準額) 000 円 1. 営業用 2. 自着	を記入) 用 01. 非用重 02. トラック (銘物) 03. トラック (銘楽用車) 04. トラック (おん月車) 05. トラック (核けん月車) 06. トラック (核けん月車) 06. ベス (一般貸切用) 06. ベス (一般貸切用) 07. ベス (その他) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車 () 10. その他 () 10. その他 () 11. ベス (一般貸切用) 1 普通 2. 小型 1. 音楽用	田田田 運輸支局等 車種区分 かな 番号 年 3.昭和 日田田 運輸支局等 車種区分 かな 番号 年 3.昭和 日田田 運輸支局等 車種区分 かな 毎年 3.昭和 年 4.平成 日田田 運輸支局等 車 5.合和 年 月	取 1.元質 2. 相続 課 1.課税 2.非課稅 3.課稅免除 種別割 得 3.關与 4. 3.關与 6. 6億者者、その他) 反 6. 5.免稅成以下 6. 6億品車	
						形 態 (4. リース車)		用) 類別 又分 郷 歩 数 別 又 分 郷 歩 数 別 又 分 郷 歩 数 別 又 分 郷 歩 数 が の 鶴 数 数 よ か 舎 は 2、 産油)	第 4 日本 4 日	自動車税 (環境性能割・種別割) 申告書 (報告書) 知事殿 つぎのとおり申告 (報告) します。 年 月 日	

	(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。	
3 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税 免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。	継続終査及び構造等変更終証用の弁税 証明として使用する場合の有効期限 は、翌年度の5月30日です。(額収印の ないものは無効)	
証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告れる場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。	(領収証印) 納 稅 済 証	
2 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を	党 然の合計	
(備者) 1 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、 1 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、 所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。	2. ★★★★かつ32年度機費基準+10%達成 1. 電気・天米★★かつ32年度機費基準+10%達成 4. (3の年度)電気・天然が 7. PMY・CD帰用車 1. (3の年度)電気・天然が 7. PMY・CD帰用車 1. (30年度) ★★★★かつ32年度機費基準+30%達成 6. (30年度) 電気・天然が 7. PMY・CD帰用車 1. 例 5. (30年度) ★★★★かつ32年度機費基準+30%達成 8. ディーゼ・ル車衛車衛規登級後11年超 2. がリン・LPC車衛車衛規登級後13年超	
文字はかい書で、ていねいに記入してください。	編別數年稅額	
雅 別 割 減免額・減免後の額	(パッカン) AT・MT A ・	
	例	
Т		
中华 电影 电子电影 电子电影 电子电影 医子子电影 以 以 分 分 对 对 分 分 类	(V)	10
4年外 び 又は 所在地 ボル ボール ボール ボール ボール ボール ボール ボール ボール ボール ボ	帝 瞿春萬義然 1000日	
4 所	在 所	
1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 職業担保 6. その他(無据	
1. 営業用 2. 自家用) 年 3. その他() 年 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	務 生年 年 1.明治 2.大正 通 (業税標準基準額) 者 月日 号 3.昭和 4.平成 日 月 日 份	A
		A
1. ガソリン 2. 軽油 1. ガソリン 2. 軽油 kw kp	撰 (7)がか)	
季		
東西総質費 直台帯や (下7杯で回) 類別 図 及 帯 や	X	
車名(通称名)		764
(後けん引車) 11.バス (一般貸切用) 11.バス (一般貸切用)	〒	
 (表更・基本等)年月日 (初度を数年月(初度検査年月) (初度検査年月) (初度検査年月) (日) (日)	(A in with A)	粉線維歩
日則年成(来処正形的・億の的) ヤロ音(糀日音) 知事殿 知事殿 つぎのとおり申告(報告)します。 年 月 日	Table Ta	
} }	写技術・転出用 au / strain o abote	
	第113号様式その1(第71条の2、第72条関係)	避

第113号	第113号様式その2 (第71条の2、第72条関係) - 移転変更用及び抹消・転出用				
П	申 3.移転登録 告 4.転入 区 7.変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 分	取 1.光質 2. 相続 49 3. 脚与 数4 3. 機4 原 4. 所有権留保解除 区 5. 免售力で 6. 商品車 皮 1. 元ぞの他(分 7. その他(自動車税(環境性:	自動車税 (環境性能割・種別割) 申告書 (報告書) 知事順 つぎのとおり申告 (報告) します。 年	事殿 事 月 日
登録審号(車両番号)	- 本種区分 かな 番 号 - (右語で記入) - (右語で記入)	田田田 通輸支局等 車種区分 かな 番 号 年 3.昭和 原 3.昭和 原 4.平成	更·廃車等) 年月日 年 月 月 日	於線年月(初度検査 習和 Zr成 予和	<u>(年月)</u> 年 月 月
爸	〒□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	用 01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(資客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(途 06.ベス (一般乗合用) 07.ベス(その他()) 08.三輪小型 09.特種用途自動車()) 種 別 管・自区分 車 体 の 形 状	(後げん引車) 11.ペス (一 10.その他 () 11.ペス (一 東名 (通称名)	(一般貸切用) 類)
稅(申告	(ビル・アパート・マンション及び順番番号を右語で記入) 所 在 在	栗車定員	東西総直量 東台番号(下7杯で可) 類別[
T			NO DE ALLA CALLANDIA I	1. ガソリン 2. 軽 3. その他(整油)
	氏	# Я	出たるに画器 ※()	内は田田だる定画場所在の中町村名を	(記入)
	生年 年 1.明倍 2.大正 月日 号 3.昭和 4.平成 年 月	用 両 木 存	取 行 1. 営業用 2. 自家用 3. その他()	のの出	
	# 号	最低值额	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 該渡担保 6. その他(9. 荷品車 4. リース車)	
	住 所 又は 所在地	の内膜	中以関 住外わ 大は ・にる 所在地		
ilų i	(7)** 1) (7)** 1) 以以 以 以 (4) 整 (4) 要 (4) = (4)	#	報告議務: 自該申告 名民 名民 名工 名工 名工 名工 名工 名工		
角	住所 又		金剛維爾維諾中		
H	外在地 7月が ナ)	要 変態装置 構造 パリブフリー・	境性能割 減免額・	減免後の額	
敞	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	AT・MT B1・B2 内 や参照	種 別 割 滅免額・滅免	減 額 理 由	
	生 所 旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。 又は 昨年越	高	年月日 種別割	※ 環境性能割	年月日
在地	5		1. 抹消	滅 額 1.	更正請求
帝田	4 所 旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。 又は 所在地	割 / ハ・モハ - ハニック - 1.1 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	2. 賦課取消	差引税額	
田地	以 从 外 经 外 类	・ 密数の中平		楼 抽	. 57条の4該当
% (1 9	の差さは問入しないこと	区 分 党 類	5. 15条数当		. 15条該当
		正 当 微	6. 県別換出	处理 平月 II	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7. その他	瀬 烟	. 外の街

第113号様式その4 (第71条の2、第72条関係) 		
中 3.移転整線 告 4.転入 5.転出 5.転出 6.抹消整線 区 7.変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 分	取 1.光質 2.相続 課 1.課税 2.非課税 3.課税免除 種別割 目動車税 (1 種) 4.課税 2.非課税 3.課税免除 種) 期	自動車税 (環境性能別・種別別) 申告書 (報告書) 知事殿 つぎのとおり申告 (報告) します。 年 月 日
連續支馬等 連續支馬等 東籍区分 かな 番 号 短 乗 番 日 日 日 日 日 日 日 日 日	田田 運輸支局等 車種区分 かな 番号 年 3.昭和 4.平成 4.平成 月 場際の 号号 5.合和 年 月	初度登録年月(初度検査年月) 年 3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 月
〒	用 01.乗用車 02.トラック (貨物) 03.トラック (資客兼用車) 04.トラック (けん引車) 05.トラック (被けん引車) (1.ベス (その他 ()) 08.三輪小型 05.特組用途目動車 () 10.その他 ()) 10.その他 () 10.名の他 ((通 株名) 型 式
・	 乗車定員 最大領載量 車両重量 車両総重量 車 「大台車」 「大台車」 「東京総工業 「東京教工業」 「東京教工業」 「東京教工業」 「東京教養の型式」 「大台車」 「東京教養の型式」 「大台車」 「東京教養の型式」 「大台車」 「東京教養の型式」 「大台車」」 「東京教養の型式」 「大台車」」 「東京教育・大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「	
数 (7/9/7) mmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmm	x 検 有 勿 期 限 cn 付品車である場合の占物商許可番号 cn kw 年 月 日 主たる定置場	444
名称	車 両 木 体 (課税標準基準額)	取得前の用途
(左肺で配入)		所 有 形 職 所 名 筋 商品車 4.リース車 (
住 所 又は 所在地	の内閣 日	
中 (799.**) 地 X(計 4 Aの表	東京原土 東 東西 東西 東西 東西 東西 東西 東西	
使 住所 又は 所在地	税 率 区 分 記載要領1.4を参照 #5-6	
	変速装置 構造 パリアフ AT・MT R 1・R 2・ 記載	領・減免後の額
Xは 名 称 名 所 住 所 旧所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。 V/t	年 宪 鑑	
	ļ	
名 序 住 所 旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。 又は 居存地	1.	
田 氏名 水は 水が		
※この棚には記入しないこと	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	割価額(本体・付加)	
	税	
	H 21 L I	

令和元年9月27日 金曜日 第42号 増刊① 87 第121号の6様式 削除 法148 」に、「条例49」を「糸倒50」に改める。 2」を「瓣57※の12」に改める。 に改める。 第百二十一号の七様式から第百二十一号の十一様式までを次のように改める。 第百二十一号の六様式を次のように改める。 第百十四号様式その二中「白動車税」を「白動車税(種別割)」に改める。 第百十三号の五様式その二中「※54※の2」を「※57※の12」に改める。 第百十三号の五様式その一中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に、 第百十四号様式その一中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に、「法146 」を「 第百十三号の六様式中「辮54糸の2」を「辮57糸の12」に改める。 第百十三号の五様式その三中「第54糸の2」を「第57糸の12」に、「7月25日」を「 第百十三号の三様式及び第百十三号の四様式中「山動博滋」を「白動博滋(徳別贈) Э 田」に改める。 「第54条の

第121号の7様式その1(第71条の2関係) 龕 宝宝 譲渡人又は所有者 籡 纖 納 税 申告区分 年 所 又は 所在地 た置 (J) 民义名 (H) 名は称 無鄉 新規登録() 移転登録 住所又は所在地 岩号 ₩ る場 (新車) 4.2 \exists 新規登録(中古車) その他() 1 (都道府県、市町村名、 取得原因 番地までを記入) 57.32. 売買 単本 の合() (左詰で記入) ⊞ 相続 所有権留保解除 取得 万特例区分 種別 巻 黨 瑞 搲 挽 03. 03.0 この控えは重要な証拠になりますから 大切に保存してください。 4 · · · · · (領収印) 無 挽 低燃費車(乗用車) (電気 04. 天然ガス 05. ノンステップバス 02. リフト付きバス (乗車定員30人以上) リフト付きバス (乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルデザインタクシー 4. 平成 5. 合和 鏅 . 税 標 準 : 4 쐴 亦 4.2 礖 加 概 上 型 卌 本準 遊 × N 強() 篮 ₩ 谾 A + B自軽 B 100 動車自動車 納稅済証 ш 用途 年度基準 % 達成) プラグインハイブリッド 10. 10. 福岡県知事殿 豪 . 乗用車 02. トラッ . バス(一般乗合用) . その他(稅稅 H (環境性能割) -100 ・ 記載についてのお願い
1 所有権留保付割賦販売の場合は、「納稅義務者」欄に使用者を、「所有者」欄に所有者を
ください。
2 「既に確定した稅額」欄は当該自動車について既に申告納付した額を記入してください。
・ 申告書の提出について
この申告書は、運輸支局(自動車検査登録事務所)構内の県稅窓口に提出してください。 02. 低燃費車(バス・トラック)(06. クリーンディーゼル乗用車 ΠĤ 7(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 07. バス(その他()) 08.) 11. バス(一般貸切用) 修正申告書 篮 0 0 Δ 0 0 05. A S V 文字はかい書で、 緊 **つぎのとおり申告します。** Ñ 癬 (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等) 年度基準 卍 \subset 金小型: 100 ていねいに記入してください。 7 推 0 % 達成) (けん引車) 05. トラッ 09. 特種用途自動車(篮 0 0 П 0 0 共 「所有者」欄に所有者を記載して 6 × ## 併 音響 Ш ĨĨ Ш 7 2 巻1 (終烧者茲) 口立 0 0 0 \rangle 0 0 0

日 勝 車 税 (環境性能例) 修正申告書	この機は治さない。		ŀ	以及以及名名名以及公公公司,	No. No.	神 神 中 一		格 化	務 (7/1/1)		所 又 納 : (ビル・アパート・マンション及び粮室番号を左詰で記入)	「	の	要車 運輸支局等 非種区分 かな 番 号	申 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 四 3. 移転登録 4. その他(分) 日 5. その他(分)		第121号の7権五その2(第71条の2関係)
The angle Th		付 額 A+			#② [.] /100 [.] /100		额 付 加 物	取	分 修 正 申 告 額 イ 既に確定した税額 ロ さのすべ	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス (乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス (乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルデザインタクシー 05. A S V (衝突被害軽減プレー	01. 低燃費車(乗用車) (年度基準 % 達成) 02. 低燃費車(バス・トラック) (年度基準 % 03. 電気 04. 天然ガス 05. プラグインハイブリッド 06. クリーンディーゼル乗用車	鑑 1. 普通 2. 小型 用 01. 乗用車 02. トラック 別 3. 三輪 4. 軽 協 06. バス(一般乗合用) 流 10. その他(4. 平成 5. 合和 年 月	録 (取得)年月日	2. 相続 4. 所有権留保解除	動 車 税 (環境性能割)自動 車税	

	額(木体額(付加物	取得価 取得価						でください。	
	中月月日日春夏	1						の棚は汚さない	٠٠٠ تعالمان يوام
0		Ŧ		納付額 A+B			桃	備	
0 0				延 滞 金 額 B			能の意	-	Sa I .
西 + ガ ・ モ ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日	0	0 0		税 額 ①×② A			(十) 名 江 茶	は所有者 より とは又又 をはなな	u. v. v
		0 0		完			在 別 以は 別 別 不 地	譲渡人又住人	==
	万 千 百 十 円	<u> </u>		付 加 %	(左結で記入)		相思	邮邮	
	$\left \cdot \right $	+	H + 5	取 車 両 本 体 (印		民又名名注称	者民义名	
この申告により独立すべき鑑(イーロ)、	確定した税額口	異に	· 一 田 田	M			9°+)	(7	44
	(衝突被害軽減プレーキ搭載車両等)	タクシー 05. A S V	1 / ツッマ (乗車定員: (乗車定員:)4. ユニズン	■% st. へ※× ノンステップバス リフト付きバス (古で記入)	- ト・マンション及び棟室番号を左	は、アペ・アパー 一	納 税	
	年度基準) 11. バス(一般貸切用) . 低燃費車(バス・トラック) (10.	3. 二輪 4. 軽 01. 低燃費車(乗用車)(J 70 ft	
トラック(被けん引車) 動車() 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 09. 特種用涂自動車(ク(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 07. バス(その他()) 08		を 5. 令和	(右前で記入) 市町村名、番地までを記入)	(右笛で記入) (都道府県、		(du	do
世 台 番 号	型	車	(登 録 (取 得 年] 4 平成 []	· 中	<u>車種区分</u> かな	運輸支局等	路線器 (車医維	登録部
年 月 日 (納稅者控)	つぎのとおり申告します。	J ok	福岡県知事殿	相統 所有權留保解除	展 1. 売買 2. 存	新規登録(中古車) その他(新規登録(新車) 2. 移転登録 4.	公冈	[<u>,, _</u> ,
		修正申告書	車 税 (環境性能割) 動 車 税	自動					
						条の2関係)	第121号の7様式その4 (第71条の2関係)	1121号の7	略

第121号の8様式(第71条の	第121号の8	様式	(第71条の	3	関係)
-----------------	---------	----	--------	---	-----

大義 係 員 係 長 課 長 長 所 所 長 整 理				ı			1		= =	-1							
日日 日日 原 原 原 原 原 原 原			決裁	係	員	係 :	長課	長		所	長		室	理	耄	F	号
日			l '										7			17.	п
議談担保財産の取得に係る 自動車税 (環境性能割)の 離税義務免除申告書 選 付 申 請 書 受付印													Ř	台	1	<u> </u>	号
福岡県 県税事務所長様	譲渡	担保財		引に付	系る	自動軽自動	車 税 助車税	(環	環境性質	能割)		納税	付 申	請	書		
議談担 早 名 望 式 単づ番号 型 式 種別・用途 (車両)番号 使用の本拠の位置 物 付 作月日 ・	福岡県	1	県税事	:務戸	斤長村	· 美			年	月	月		· 文	(付)			
使用の本拠の位置 納付税額 円 納 付 年月日 ・ 遺付申請額 円 税額 譲渡担保財産設定年月日 ・ 財産が移転した(する)年月日 ・ ・ 財産が移転した(する)年月日 ・ ・ 財産が移転した(する)年月日 (最渡担保財産設定者に当該譲渡担保財産設定者 氏名(名称) 氏名(名称) 福岡県税条例第57条の3の規定により軽自動車税(環境性能割)の納税義務免除申告書を提出します。 住所(所在地) (郵便番号) ※事務処理事項 ※事務処理事項 通知書発送年月日 景別査算員 年月日 日 周調査年月日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	譲渡担	車		名	型	式	巨台番	号			種	别•	用途				
納付税額 円納付年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																	
税額 年月日 ・・ 域性中請額 解放担保格者から譲渡担保財産別定部を設定者に当該譲渡担保財産が移転した(する)年月日 ・・ 対産設定者に当該譲渡担保財産財産の場合のである。 設定者 住所(所在地) 長名(名称) 長名(名称) 福岡県税条例第57条の3の規定により 自動車税 (環境性能割)の 熱税義務免除申告書を選付申請書を提出します。 住所(所在地) (郵便番号) 納税義務者 氏名(名称) (郵便番号) (本書で記載) ※ 事務処理事項 通知書発送年月日 号 開査年月日 号 開査	使用の	の本拠の	の位置														
保財産 認定年 月 日									•	•		還作	十申請	額			円
議政担保利権 設定者 氏名(名称) 福岡県税条例第57条の3の規定により 自動 車税 (環境性能割)の 納税義務免除申告書 を 提出します。 住所(所在地) (郵便番号) 納税義務者 氏名(名 称)	保財産 認定年					財産	設定	者	に当	該 譲 🥻	度 担	保		()	
設定者 氏名(名称) 福岡県税条例第57条の3の規定により 自動車税 (環境性能割)の 納税義務免除申告書 虚 提自動車税 (郵便番号) 住所(所在地) (郵便番号) ※ 事務 処理 事項 (五記で記載) ※ 事務 処理 事項 年月日	譲渡担傷	呆財産	住所(原	听在:	地)												
### ### ### ### ### ### ### ### ### #			氏名(名和	弥)												
住所(所在地) (郵便番号) 納税義務者 氏名(名 称) 個人番号以法人番号(右詰で記載) ※ 事務処理事項 通知書発送年月日番号 年月日調査年月日 年月日調査年月日 日調査年月日 日調査年月日 日調査日日 日日			例第57条	きの :	3 の#	規定によ					竟性	能割)	0)				2
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (右詰で記載) ※ 事 務 処 理 事 項 通知書発送年月日 番 号 日 調 査 年 月 日 調 査 年 月 日 調 査 算 年 月 日 頁	жд о	0,70						<u>住</u> 月	听(所在	E地)				(郵便番-	号)
文法人番号(右詰で記載) ※ 事務処理事項 通知書発送年月日番号 年月日調査年月日 年月日					納	税義	务者	<u>J</u>	氏名(4	3 称)	1						<u> </u>
通知書発送年月日 番 号 年 月 日 調 査 員 年 月 日 頁					又 法	人 番	は 号			***************************************				***			
番号調查員	*	事 發	多処理	里马	事 耳	頁											
番号調查員																	
					年	三 月									年	月	_

- 注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。
 - 2 譲渡担保に関する契約書その他免除を証する書面を添付してください。

第121号の9様式 (第71条の3関係)

令和元年9月27日 金曜日

譲渡担保財産の取得に係る 自動 車税 (環境性能割)の徴収猶予許可(不許可、取消)通知書 軽自動車税

申告者	住 所(所在地)				決議番号び年月日	1 77	年	月	号 日
	氏 名 (名称)				照合番号登録(届出)	第	年		 号 日
	登録番号(車両番号)				年 月 日 徴 収 猶 予 通 知 日		年		日
譲渡担 保財産 の内容	車 名	型式	車台番号	原動機の型式	納付すべき 金 額				円
	É	動車の種	別および♬	 	徴 収 猶 予 金 額				円
					徴 収 猶 予 取 消 金 額				円
譲渡担保財産設 年 月 日 定者へ移転予定 年 月 日 年月日 日 日		徴 収 猶 予期 間		年年		ヨから ヨまで			
申告者		年	月 日	ED.					

年 月 日申告の(付けで許可していた)徴収猶予については、上記のとおり許可する(許可しない、取り消す)こととしたので通知します。

福岡県

県税事務所長

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりませんが、なるべく所 轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不許可(取消)理 由該当条項

第121号の10様式 (第71条の3関係)

第号

年度 自動車税 (環境性能割)納税義務免除通知書

(譲渡担保財産の取得、自動車の返還に係る自動車税・軽自動車税(環境性能割))

納 税 義務者	住	所	
義務者	氏	名	

年 月 日申請のあった自動車税・軽自動車税(環境性能割)を下記のとおり免除する(しない)こととしたので通知します。

納税通知書 又 は 照 合 番 号	年度	免除前の税額	免除税額	免除後の税額	自動車の登録(届出)番号

摘 要

年 月 日

福岡県

県税事務所長

粉示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決 を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第121号の11様式 (第71条の 4 関係)											
		決裁信	系員	係長	課長	副所長	所	長	整	里 番	号
	-	年							*		
		月							照	合 番	号
		日							*		
自動車の返還に係る 軽自動車税 電力 は 関連税 でである。 でである。 は環境性能割)の でである。 でする。 でである。 でする。 でである。 でである。 でする。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でする。 でする。 でする。 でする。 ででもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで											
受付印 /											
					年	月	日				
福岡県	県税事務別	斤長殿									
返還した	車 名	型 :	式	車台番	号 型	〔動 機 Œ	の 式	種	別・用途	自動	車登録 i) 番号
自動車の内容											
使用の本拠の)位置				l						
納付税額		ļ	円	納付名	₽月	3	•	•	還付日	申請額	円
自動車の取得 年 月 日	•	•		自動車年		還日	•	•	摘要		
自動車の	住所(所	在地)	•								
返 還 先	氏名(名	称)									
自動車を返還した理由		<u> l</u>									
福岡県税条例第	9 57 条の 4	1の規定	: NC :	F (1)	動 車 自動車	(1畳+	竟性	能害	TH 1 (/)	 養務免隊 付 申	余申請書 請 書
を提出します。											
	納税義務	· ·者	所	(所在出	也)				(郵便看)
		丑	:名		尔)						
*	事	多	<u>L</u>	理	事	項					
									1		
通知書発送年月 番 号		年	J] F		1 查年 1 查	月	日員	4	F 月	日 旬

- 注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。
 - 2 自動車を返還したことを証する書面を添付してください。
 - 3 自動車を販売業者等から取得して1月以内に返還した場合に適用がありますが 自己の責によるための返還は含まれません。

附 則

施行期日

1 第七十四号様式及び第七十五号様式の改正規定は、 この規則は、 令和元年十月一日から施行する。 ただし、 公布の日から施行する。 第三条、第三十三条の二、

2 て使用することができる。 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、 当分の間、 なお所要の修正をし

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、 令和元年九月二十七日 ここに公布する。

福岡県知事 小 Ш 洋

2

福岡県規則第二十三号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

のように改正する。 福岡県証紙代金収納計器取扱規則 (昭和四十六年福岡県規則第三十四号)の一部を次

を「第五十七条の九第六項」に改め、 第一条中 「第四十二条第四項」を「第五十七条第三項」 「及び自動車取得税」を削る。 に、 「第五十三条の二第六項

書」を「の申告書」に改める。 税の環境性能割」に改め、 よつて」を「により」に、 一項」を「第五十七条の九第二項」に、 第二条中「第四十二条第一項」を「第五十七条第一項」に、 「又は自動車取得税(当該自動車取得税」を「(当該自動車 「又は自動車取得税額」を削り、 「第百二十三条」を「第百六十一条」に、 「又は自動車取得税の申告 「条例第五十三条の二第 に する。

一項中「及び自動車取得税」を削る。

第六条第一項第二号中「行なう」を「行う」に改め、 「及び自動車取得税」を削る。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第九条第一項及び第二項並びに第十条第四項中「及び自動車取得税」を削る。

第十三条中「及び自動車取得税額」を削り、 「百分の百八」を「百分の百十」に改め

る。

第十四条第一項第 一号中「又は自動車取得税」を削り、 同項第二号中「及び自動車取

> 附 則

める。

得税額」を削り、

同条第二項中

「若しくは自動車取得税」を削る。

様式第一号中

様式第四号中

「行ないたい」 「自動車取得税」

を

「ゴいたい」に改める。

及び

「自動車弦」を削る。

様式第七号、様式第八号及び様式第十二号中「お配けします」を「配け出ます」に改

(施行期日

1

様式第八号及び様式第十二号の改正規定は公布の日から施行する。 この規則は、 令和元年十月一日から施行する。ただし、様式第四号、 様式第七号、

(経過措置

の間、 この規則による改正前の福岡県証紙代金収納計器取扱規則に定める旧様式は、当分 なお使用することができる。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

福岡県知事

小

Ш

洋

令和元年九月二十七日

福岡県規則第二十四号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則 (昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正

る。 改め、 よる廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法 第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定に 五号)」を「地方税法等の一部を改正する等の法律 第十五条第二号へ中「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十 同号中ヲをワとし、チからルまでをリからヲまでとし、トの次に次のように加え (平成二十年法律第二十五号)」に (平成二十八年法律第十三号) 附則

チ の規定に基づく特別法人事業譲与税に関すること。 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第四号

第十 五条第五号イ中 自動車取得税」を削る

する方法」に改め、同項第四号イ(1)中

項第三号中「自動車取得税及び証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用る方法」に改め、同項第三号イ③中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第五

「自動車取得税及び」を削り、

同号イ(3)中

「自動

「自動車税」の下に「の種別割」を加

「証紙」を「証紙徴収の方法

車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、

同条第六項第三号イ(1)中「、自動車取得税」を削り、

又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、

同項第四号イ③中「自動車税」の下に

「証紙」を

「の種別割」

に改め、

同項第五号イ4中

該自動車税」を「の種別割

自動車取得税」を削り、

「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用す

取得税」

一を削り、

税」を「の種別割

(当該自動車税の種別割」に改め、同条第三項第三号イ中「、

「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」

「自動車税」の下に「の種別割」を加え、

(当該自動車税の種別割」に改め、

同条第四項第二号イ中

同号口(2)中「(当

項第三号中

「自動車税の環境性能割」

に改め、

「自動車税」の下に「の種別割」を加え、

同条第九

する方法」に改め、同項第四号イ⑴及び⑵中「自動車取得税及び」を削り、同号イ⑷中

「自動車取得税及び証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用

「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、

改め、

同項第四号イ(1)中

「自動車取得税及び」を削り、

同号イ(3)中

「自動車取得税」を

自動車取得税及び証紙_

証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第八項第三号中「

を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に

を加え、同条第七項第二号イ中「、自動車取得税」を削り、

に改め、

同条第十項第二号イ中

自動車取得税

「証紙

を

「証紙徴収

自動車税の環境性能割

に、

(当該自動車税」を

「の種別割

(当該自動車税の種別割

を加え、

同号口(1)中

「自動車取得税及び」を削り、

同号口(2)中

「自動車取得税」を「

「自動車税」の下に「の種別割

を削り、同号口②中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「(当該自動車 又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、 紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、 「自動車取得税及び」を削り、 「の種別割 第七十四条第一項第四号イ(1)中「、 「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同号ロ⑴中「自動車取得税及び」 を加え、 同条第二項第三号及び第四号中 同号イ4中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割 自動車取得税及び証紙」を 同項第五号イ(3)中 「自動車取得税及び証紙」 同項第五号イ(1)及び(2)中 「及び証紙徴収の方法 「自動車税」 を「証 の下に

及び福岡県久留米県税事務所の項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。」に改め、同条第十二項の表福岡県北九州東県税事務所、福岡県飯塚・直方県税事務所車取得税」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第十一項第二号イ中「、自動

附則

(施行期日)

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

1

(経過措置)

2

自動車

従前の例による。 一の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なおで和元年十月一日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお

告示

福岡県告示第三百二十五号

に定める。 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のよう

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川洋

一百二十号)の一部を次のように改正する。福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

第三条の表中

İ	こども療育センター新光園		粕屋新光園	
	福岡特別支援学校		福岡特別支援学校	_
	新宮支店	•	新宮支店	
	に改める。	, r	を	_

附則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年9月27日	金曜日	伸 呵	宗 公	平 区	71	2 号 増刊(1) 98
					1 7 26 24 增刊①	発行年月日	正
					月次	種 類 ——— 同番	誤
					1	上号	
					0	上欄	
					6	行	
						考	
					改正する規則	Œ	
					改正について●	组队	
						1 7 26 24 増刊① 日次 日次 3 改正 すっ。 規則。	1